　　　　　　　　　　　　　　　　　　　文書番号

様式第１２号（第１０関係）

　　　　　　　　　　　　 様

年 月 日

　　 国頭村長 　　　　　印

支給決定取消通知書

　　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第２５条第１項及び第５１条の１０第１項の規定により、下記のとおり支給決定を取り消しましたので通知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受給者証  番　　　　号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 支給(給付)決定障害者  （保護者）氏名 |  |
| 支給（給付）  決定取消日 |  | | | | | | | | | | 支給決定に係る  児童氏名 |  |
| 取消理由 |  | | | | | | | | | | | |

受給者証を国頭村役場福祉課に返還してください。

ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

返還先　　国頭村役場　福祉課

住所　沖縄県国頭郡国頭村字辺土名１２１番地

電話番号　0980-41-2765

返還期限　　　　年　　月　　日

不服申立て及び取消訴訟

１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に沖縄県知事に対し審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、沖縄県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

２　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に国頭村を被告として（訴訟において国頭村を代表する者は国頭村長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

　 (1)　審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

　 (2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問い合わせ先　国頭村役場　福祉課

住所　沖縄県国頭郡国頭村字辺土名１２１番地